

京都大学	博士（文学）	氏名	石津裕之
論文題目	近世の大社・門跡と朝廷		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>序章「本稿の問題意識」では、本稿が前提とする研究史の展開とその課題を提示した。戦後の近世史研究において宗教が大きく取り上げられるようになった画期は、1970年代後半であった。当該時期において展開された幕藩制国家論において、近世の天皇・朝廷が大きく取り上げられ、その天皇・朝廷によって編成された対象としての宗教者に注目が集まったためである。その動きを主導したのは高埜利彦氏であり、近世の神社・神職や寺院・僧侶が如何に国家権力によって編成されたかという枠組みが提示された。氏の研究を受けて最も研究が進展したのは神社・神職史研究であり、本所吉田家による神社・神職編成の様相が構造的に解明された。また、仏教史研究についても社会史の視座を取り入れた研究が進み、近年では思想面からの分析や教団論・政治権力との関係論が盛り上がりを見せている。</p> <p>しかし、かかる研究には、次のような二つの課題を指摘しうる。第一の課題は、吉田家による編成を受けなかった、朝廷との密接な関係を有する神社＝大社に関する実態解明の不足であり、この現状を克服する上では、大社と朝廷との関係の検討を通じて、大社に共通する存在形態を浮かび上がらせることが必要であると指摘した。また、その際には、大社と朝廷の媒介者であった神社伝奏や、大社ごとの個性に注意することが肝要である点にも触れた。第二の課題は、朝廷との関係を論じることで浮かび上がる門跡の存在形態について解明が進んでいないことであり、この現状に対しては、門跡の人事や僧位僧官の叙任経路といった門跡と朝廷双方が関わったと想定される事案の検討が有効であると指摘した。また、その分析を行う上では、人と寺院という門跡が持つ二つの側面に注意し、両側面の総合化を目指すことが重要である点にも触れた。さらに、如上の二つの課題に取り組む際には、近世までの宗教界が神仏習合の様相を呈していたことを踏まえ、大社と門跡を同時に分析の俎上に挙げる必要があるとした。</p> <p>第1章「近世の神社伝奏に関する一考察」では、北野社を事例として神社伝奏と神社の関係について検討した。具体的には、官位執奏権の所在に注目しつつ、誰が神社伝奏であったかという点を論じ、神社伝奏が固定している場合と交代する場合の二つがあるという先行研究の提示する類型について、個別事例研究に基づく検証を行った。北野社の内部組織構成員には、神社伝奏による官位執奏を経て叙任される者と、別当曼殊院から官位を与えられる者とが存在していたが、前者については、元禄期には菅原氏の公家である高辻家が神社伝奏を務めていた。そうした中で享保8年（17</p>			

23)には、官位執奏権をめぐる高辻総長・松梅院・曼殊院の間で争論が発生した。最終的には、朝廷の裁許によって菅原氏という氏を構成する公家が官位執奏を行うことで落着を見た。しかし、享保20年(1735)になると、僧位を争点とする松梅院と徳勝院間の席次争論が発生し、別当という立場に基づき曼殊院が官位執奏を行うことが院・天皇の意志によって確定した結果、菅原氏は神社伝奏の地位から追われることになった。かかる享保期における北野社の官位執奏をめぐる展開からは、①神社伝奏の主体が可変的であったこと、②特定の一家のみならず、複数の主体が神社伝奏になりえたこと、の二点が判明するのであり、ここからは、先行研究が示してきた固定か交代かという類型では捉えきれない実態が存在していたことを指摘できる。また、北野社の事例を踏まえ、神社伝奏と神社の関係を構造的に理解するためには、(A)神社伝奏と内部組織構成員の意向、(B)神社伝奏と神社間に存在する独特の論理、という二つの要素に注目することが重要であることを提起した。

第2章「近世中後期の二十二社と朝廷」では、近世中後期において二十二社が如何に朝廷との関係の中で自身を位置づけようとしていたかを、神社伝奏を始めとする媒介者に注意しながら、北野社に即して検討した。まず、当該時期における北野社と朝廷を媒介した存在として、曼殊院と菅原氏を措定することができる点を確認した。また、曼殊院に付けられていた「御世話人」についても検討を行った。その結果、「御世話人」とは、門主に付けられた存在でありつつも、門跡寺院それ自体に付けられる場合もあったことなどが明らかになった。そして、これらの媒介者の存在に注意しつつ、享和2年(1802)に行われた菅原道真九百年御忌法会が勅会になった際の北野社構成員の反応を分析した。当初、構成員である松梅院や宮仕は、勅会に関する諸経費を経済的に負担することを懸念して勅会を忌避していたものの、勅会となることが正式に決定した後は態度を一変させた。すなわち、宮仕は勅会となったことを建札に明記して対外的に打ち出すことに執着するようになるのであった。宮仕の収入が参拝客による賽銭であったことに鑑みると、かかる動きの背景にあったのは、参拝客の増加＝収入の増加を齎すものとして勅会を利用しようとするためであったと想定できる。これに加えて宮仕は、勅会となったことを根拠として北野社を上七社に加えてほしいと高辻家に働きかけを行っており、勅会を社格上昇の根拠として利用することさえしていた。このように勅会への反応からは、北野社と朝廷の関係は不変的なものではなく、構成員の状況・願望に即して如実に変化していたことが判明する。このような在り様は、大社と朝廷の関係が現出した様相の一つとして捉えられるものである。

第3章「近世中期における宮門跡の相続」では、近世中期の宮門跡(天皇家皇子・宮家王子が門主となる門跡)を素材としながら、門跡の相続がどのような主体の意志決定によって成り立っていたのかを究明した。まず、当該時期における宮門跡の相続

は、宮家王子を直接に附弟とする相続（直接相続）と、他の門主を附弟として転住させる相続（転住相続）に大別できることを指摘した。直接相続の場合、門跡（門主・寺院組織構成員）・朝廷（天皇・摂政・武家伝奏）・宮家当主・幕府の四者が関わる中で、諸主体の合意を伴いながら意志決定が行われていたが、転住相続の場合は、その様相を異にしていた。すなわち、転住による後継門主確保を望む門跡と朝廷の間では合意がなされていた一方、彼らと転住元の門跡との間では合意が形成されていない場合があったのである。こうした中で、朝廷は手放しで転住を決定していた訳ではなく、正式な転住の決定後に転住元の門跡がこれを拒絶することを危惧し、内談によって転住元の門跡から合意を取りつけようと努力していた。しかし、こうした朝廷の調整にも拘わらず、転住元の門跡（特にその寺院組織構成員）は、門主の交代によって門主の「御格式」と連動する門跡寺院の「寺格」が降下することを警戒し、朝廷に反発する姿勢を見せていた。かかる抵抗に対して、朝廷は「寺格」の維持を保證することで何とか事態を収束させていた。かかる寺院組織構成員の行動からは、門主が皇族・摂家であるからといって門跡を単に朝廷の一部とみなすのみでは不十分であることを指摘できる。また、寺院組織構成員が門主の「御格式」として注目していたのは、門主が「御養子」であるか否かという点であったが、従来の先行研究では、この「御養子」が俎上に上がったことはなく、「御養子」が近世門跡をめぐる新たな論点であることを提起した。

第4章「近世僧位僧官の叙任経路に関する一考察」では、曼殊院が管轄した北野社を素材として、被叙任者・門跡・朝廷の三者の動向から浮かび上がる叙任経路の実態を描出するとともに、個別門跡が管掌する叙任経路に関する先行研究の妥当性を検証した。具体的には、北野社の叙任経路がどのようなものであったかを分析するという手法を採りつつ、安永年間における官位をめぐる動き（安永一件）の全貌解明に取り組んだ。安永一件の前半においては、①祠官の僧官、②目代の法眼、③神人の官位が勅許として再興した一方で、宮仕は、新たな装束が許可されたのみであり、自身のみが曼殊院からの叙位であるために勅許官位である神人との序列が改変されるのではないかという強い危惧を抱いた。安永一件の後半においては、かかる危惧に突き動かされる形で宮仕が僧位勅許化運動を起こし、当時の「御世話人」を頼って内証ルートの働きかけを行った。しかし、この動きに対して、曼殊院役人は、門主による叙位を「御規模」であるとの態度を取りつつ、門主実家の当主を通じた内証ルートによって宮仕の働きかけを阻んだ。また、「御世話人」も曼殊院による叙位を勅許に変更した場合に起こりうる、仁和寺を始めとする三門跡の反発を危惧し、勅許化に反対する姿勢を見せた。これらによって勅許化は挫折したものの、宮仕は僧位に叙される人数を増やすことで納得し、一件は収束に向かった。かかる展開を見せた安永一件からは、叙任経路をめぐることは、叙任主体を変更するか否かという次元で問題化する場合があ

り、三者の動向がせめぎ合う中で変更の是非が決定されていたことを指摘できる。また、祠官・目代の勅許を経る叙任経路を示すことで、先行研究の理解から漏れる叙任経路の存在を指摘した。さらに、如上の分析結果を踏まえ、北野社における神社伝奏の問題にも論及し、従来は指摘されてこなかった僧俗の官位を区別しないという神社伝奏の実態をも明らかにした。

第5章「近世における神社と門跡」では、従来の神社・神職史研究では殆ど取り上げられてこなかった神社と門跡の関係の実態について、北野社と曼殊院を事例として分析を試みた。まず、近世の神社・神職編成の枠組みにおいて当該事例が如何なる位置にあったかを検討し、北野社が二十二社という社格に位置していたがゆえに、神社伝奏の主体が公家か門跡かという点は問題化することなく、神主法度の規定する神社・神職編成の枠組みの中に体制的に認められる形で存在していたことを指摘した。次に北野社筆頭松梅院と曼殊院の関係に注目することで、北野社と曼殊院の間に如何なる関係があったのかを分析した。中近世移行期に発生していた神事奉行松梅院と社務＝別当曼殊院の対立からは、北野社支配をめぐって両者が形式的には対等である一方、実態的には松梅院の支配が罷り通ることが「多」いという微妙な関係であったことを明らかにした。この事実は、曼殊院による支配が北野社に貫徹しない場合もあったことを示しており、北野社と曼殊院の関係は、単純な支配―被支配であるとは言い難いものであったと評価できる。さらに近世中後期における境内支配をめぐる松梅院と曼殊院の関係についても検討を行い、近世的な現象である領知朱印状の権威を笠に着ることで松梅院が台頭していた点に注目し、こうした松梅院の台頭に示される北野社と曼殊院の関係もまた、近世的な相貌を呈していたと評価した。また、上述した松梅院の台頭は結果的に制限されることになるが、その背景には、北野社が朝廷と密接な関係を持つという理由に基づく朝廷の介入があったことにも触れ、大社・門跡・朝廷の三者の動向が絡まりあう様相も提示した。

終章「総括と課題」では、大社・門跡と朝廷の関係を論じた本稿の分析結果を纏めつつ、そこから浮かび上がる大社と門跡の存在形態を提示した上で、今後の課題を提示した。まず、大社については、以下の二点を指摘しうる。第一に位階をめぐる大社神職の動向である。第1章の分析を踏まえるとき、朝廷から齎される位階によって神社内部の序列変動が起こりえたこと、その結果として発生する大社内部における対立は、位階を利用する、或いは位階に翻弄される大社神職の実態を示すものであったことを指摘できる。また、大社神職が帯びた位階が僧位であった場合には、叙任主体が天皇であるのか門跡であるのかという点も、序列と対応する問題として大社神職によって強く意識されていたことが判明した。第二に二十二社という枠組みについてである。従来、近世の二十二社は、中世以来の内実を伴っていないという点がその特質として言及されてきたが、第2章で見た北野社を上七社へ昇格させようとした宮仕の志

向性を想起するとき、他ならぬ大社神職にとっては、上七社・中七社・下八社という格式の体系として二十二社が存在していたことが浮かび上がる。この事実を踏まえ、当事者にとっての価値という観点からも近世の二十二社という枠組みの持つ意味を評価する必要があることを提起した。次に門跡については、以下の二点を指摘しうる。第一に「寺格」についてである。第3章の分析からは、門主の「御格式」と連動する「寺格」に寺院組織構成員が関心を示していたことが明らかであるが、このことは、門跡の人としての側面と寺院としての側面を総合化する上で示唆的な現象である。何故ならば、第3章の分析は、寺院組織に即すことによって、人としての側面を寺院としての側面から捉え返すものであり、門跡の持つ二つの側面を総合化するものであったといえるからである。第二に門主実家の当主という問題についてである。第3・4章の分析からは、内証の局面における門主実家の当主が占めた位置は無視できないものであったことが浮かび上がる。門主実家の当主は厳密には門跡の構成員といえないが、かかる実態を踏まえるとき、門跡を支えた人脈の一つとしての明確に位置づけられる必要があるといえる。そして、大社における神仏関係についても論及を試みた。すなわち、第4章で見た北野社の宮寺としての性格や、第5章で解明した北野社と曼殊院の関係は、従来は明らかになってこなかった大社における神仏関係の具体相を示すものであることを確認した。以上の総括を踏まえた上で、北野社以外の大社へ分析の範囲を広げること、門跡の人としての側面と寺院としての側面の総合化をさらに推し進めること、大社での様相を踏まえた近世における神仏関係の総体的把握を今後の課題として指摘した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本近世において天皇・朝廷と密接な関係を有した国家的な大社について、北野社を主たる対象として、近年の古文書調査の成果によって見出された膨大な日記・記録史料を素材としつつ詳細に明らかにした研究である。

近世の寺社研究にあらたな光があてられたのは、1970年代に、教科書裁判などを通じて、実質的な政治的権能を有さないかに見える近世の天皇・朝廷の存在の再検討が迫られたことによるが、神社研究についていえば、その後の研究は、主として吉田家等による全国の中小神社・神職編成の分析、すなわち天皇・神社組織の社会的基盤の解明へと進んだ。しかし、吉田家の支配をうけず、朝廷が門跡や神社伝奏を通じて直接に管轄する伊勢神宮や賀茂社など中世以来の「二十二社」については、朝廷勢力そのものの構成部分として、あえて具体的な研究分析はほとんどおこなわれてこなかった(序章)。

二十二社のうち北野社は、親王や宮家出身の門跡が入る天台宗寺院曼殊院の支配に属する神仏習合の形態をとり、その内部組織は、曼殊院から派遣された目代のもとで、近世初期の武家政権との関わりから神事奉行として一定の独自性を有した松梅院(第5章)ほかの祠官3家、さまざまな神事を支える30余の宮仕家、そして門前西京の数十人の神人という諸集団で構成されていたが、神人以外の目代・祠官・宮仕は神職でありながら僧体で僧位僧官にも叙任された。

本論文は第一に、この僧位僧官叙任問題を取りあげる。一般に門跡寺院の場合、配下の神職の僧位叙任は門跡が独自に行えるものであったが、北野社の場合は、目代と宮仕は叙任できたが、松梅院などの祠官層は、菅原氏系の高辻家など曼殊院以外の公家の執奏を通じて天皇から勅任されていた。しかし、さまざまな争論を経るなかで、享保20年(1735)には、目代・祠官および新たに神人にも僧位が叙任され、しかもそれらはすべて曼殊院の執奏による勅任となった(第1章)。このため、神人の勅任に危機感を抱いた宮仕層は、門跡による叙任ではなく、門跡の執奏を通じての勅任を求める運動を起こした(安永年間一件、1773~77年)。これらの過程を詳細に跡づけた論者は、北野社では近世前期の松梅院のように、菅原道真に由来するという固有の論理によって門跡の叙任権や執奏権を認めない時期があったこと、また同じ僧位僧官であっても門跡叙任と勅任に序列意識があったこと、真言宗系の三門跡寺院(仁和寺・勧修寺・大覚寺)での門跡叙任への影響が考慮された結果、宮仕層の勅任運動が否定されたことなどを、諸門跡寺院としての共通性の維持と個々の寺社の由来や門主実家の勢力、社内の諸集団の力関係などの絡み合いを丹念に解きほぐし、詳細に解明した(第4章)。

第二に、門跡そのものについて。近世中期になると、天皇の子供の数が減り、親王・宮家等の人数が不足したため、ごく幼少のまま後継とされたり、後継のいない無住寺院となることも多くなった。また、門主が宮家や摂家出身であっても天皇の養子かどうかなど、門跡自身の身分で寺格が変わると考えられていたため、現門跡の他への

転住を忌避したり寺格維持を求める運動がおこったこと、門跡の幼少時だけでなく、無住の場合でも「御世話人」という公家が任命されていたことも明らかにした。御世話人の存在もこれまで知られていなかった新しい指摘であり、寺内側の要求も含めて門跡寺院体制が全体として維持される構造が示された（第3章）。

第三に、享和2年（1802）の菅原道真九百年忌の勅会などを例に、参拝客の賽銭に依存していた宮仕が、勅会となったことを門札に掲げるなど積極的に庶民への働きかけを行ったこと。近世ではあまり重視されていなかった二十二社の中での社格序列について、北野社がその上昇を働きかけていた事実などが指摘される（第2章）。これらは、幕末における天皇権威の上昇と言われる問題の背景にも繋がるものであろう。

以上、本稿は北野社と天皇・朝廷との関係を、北野社の内部組織・諸集団のあり方に対応させ、門跡寺院という神仏習合の独自の形態を踏まえて、詳細に分析した労作である。諸集団の主体的な運動との関係で朝廷・門跡との関係が整序されていく過程、諸寺社・諸門跡間でそれぞれのもつ個別性が調整、整序され新たな規範が作られていく過程が、見事に実証されているといえよう。そのことによって、門跡・大社は朝廷勢力の一部、あるいは天皇・朝廷によって支配されている寺社勢力といった安易な図式的理解を乗り越えようとしたのである。

ところで、論者は、菅原氏系高辻家の進出では曼殊院門主の養家との関係を、享保期の曼殊院の執奏権の問題では中御門天皇と関白近衛家の勢力やこれに批判的な霊元上皇の意向を、安永一件での勅任運動の挫折では御世話人櫛笥隆望と近衛家との家礼関係など、その時々的人的關係や朝廷情勢を丹念に掘り起こしていく。そうした緻密さに論者の優れて粘り強い実証力をみるが、他方で、ここでの宮仕や神人層の運動の社会的な背景、門主権強化などの朝幕関係における構造的な位置づけ、仏教的要素を極力排する伊勢神宮や賀茂社など多様な神仏習合形態をもつ二十二社の全体像、近代への移行をどう見るかなど、もちろん論及されてはいるが、より大きな見通しを語ることにきわめて禁欲的であることには、やはり物足りなさも感ずる。しかし、それらはいずれ論者自身の手によって本格的な叙述が果たされようし、何よりも、目代・祠官・宮仕それぞれの日記や記録を膨大な労力を費やして読み解いていった本論文が、学界の共有財産として今後の研究の確実な足がかりとなることも間違いない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成29年5月25日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。